# 特定非営利活動法人こどもピース定款 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こどもピースという。

(事務所)

2番 20-114号

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区粕谷二丁目<del>2-20-114</del>に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会のすべとの子どもたちを対象に、スポーツを通じた 健全な心身の育成と、その自己肯定感の向上に寄与することを目的とする。 さらに、子どもたちが仲間と協力して目標を達成する喜びを体験できるよう 協調性や社会性を育む機会を提供することで、豊かな人間性を備えた社会の 担い手を育むことに貢献する。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2)子どもの健全育成を図る活動
  - (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (4) まちづくりの推進を図る活動
  - (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - -(6) その他この法人の目的を達成するために必要な活動・

#### (事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
  - (1)子どもスポーツ推進事業
  - (7) キ 運動教室
  - ② 仝 運動イベント運営
  - ③ ಈ 養護施設の子どもたちと運動しながら交流
  - ④ 4. 地域運動大会の参加・開催
    - (2) その他目的を達するために必要な事業
  - 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
    - (1) 寄附された物品、食品で子ども食堂事業
  - -3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、そ -の利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

# 第2章 会員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
  - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
  - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め なければならない。
  - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書 面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したと
  - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
    - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
  - (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明 の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。
  - (1)この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

# 第3章役員

#### (種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
  - 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の 親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたと きは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、 この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

## (解 任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明 の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
  - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

# 第4章会 議

(種 別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
  - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 会員の除名
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員の選任及び解任
  - (7) 役員の職務及び報酬
  - (8) 入会金及び会費の額
  - (9) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
    - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
  - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
  - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会での表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、 総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加 わることができない。

#### (総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印 又は署名しなければならない。

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
  - (4) 予算及び予算の変更

#### (理事会の開催)

- 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により 招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内 に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
  - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会での表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加 わることができない。

#### (理事会の議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

# 第5章資 産

## (資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

#### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事 長が別に定める。

# 第6章 会計

#### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2 種とする。

#### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

- 第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収 益費用を講じることができる。
  - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
  - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

# 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解 散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
  - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

# 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う

# 第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができ る。
  - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別 に定める。

# 第10章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれ を定める。

#### 附則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

青木 政貴

副理事長

横山 由紀子 間仁田 梨可

副理事長

横山 美智代

柳澤 和孝 監事 事

/全和9年6月30日まで

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法 人の成立の日からとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、規定にかかわらず、この法人の成立の日から とする。 令和8年3月31日まで
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、規定にかかわらず、設立総会の定め るところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、規定にかかわらず、次に掲げる額とす る。
- (1)入会金 正会員 0円
- (2)年会費 正会員 0円

(1口以上)

# 役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人	こどもピース

# 1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

✓以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)✓各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

## 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の <sup>2</sup> 無	有   役職名等
	(どちらかに〇)	氏 名	(どちら にO)	り、「反概行等」
1	理事·監事	アオキマサタカ	(有)• 無	理事長
1		青木政貴		性爭攻
2	理事·監事	マニタ リカ	有•(無	
		間 冊仁田 梨可		
3	理事・監事	ヨコヤマミチョ	有•(無	
		横山美智代		
4	理事·監事	ヤナギサワカズタカ	有· <b>(</b> 無	
		柳澤和孝		
5	理事・監事		 	
	<u> </u>			
6	理事・監事			
7	理事・監事		有・無	
	प्रसामक स्थानक		+: fm	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		   有・無	
10	理事・監事		有・無	
		<u> </u>		

# 設立・定款変更用

# 令和 7 年度

# 事業計画書

特定非営利活動法人 こどもピース ニーニー
-----------------------

#### 1 事業実施の方針

スポーツを通じて健全な心身の発達を促し、協調性や自己肯定感を育む機会を提供すること。地域で育 つ児童養護施設の子どもたちや経済的な理由でスポーツができない子どもたちにも門戸を開き、すべて の子どもに質の高いスポーツ指導と誰もが楽しく体を動かせる居場所を提供し、社会性を育む機会を創 出する。

## 3 事業の実施に関する事項

400

(1)特定非営	利活動に係る事業	る事業 (事業費の総費用【 <del>400</del> 】千円 )					円 )
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
子どもスポー	① +.運動教室	土曜日曜	日本全国	ボィ名タ名 ラア補ッ ラアイカック名	日本全国	200名程度	200 <del>150</del> <del>200</del>
沙推進事業	③ ④.養護施設の子どもたち と運動しながら交流	土曜日曜	日本全国	ボィ名タ名 マース イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ ス ス イ イ ス ス ス ス ス	日本全国	200名程度	200 <del>150</del> <del>200</del>

設立・定款変更用

# 令和 8 年度

# 事業計画書

定非営利活動法人	こどもピース

### 1 事業実施の方針

スポーツを通じて健全な心身の発達を促し、協調性や自己肯定感を育む機会を提供すること。地域で育つ児童養護施設の子どもたちや経済的な理由でスポーツができない子どもたちにも門戸を開き、すべての子どもに質の高いスポーツ指導と誰もが楽しく体を動かせる居場所を提供し、社会性を育む機会を創出する。

## 3 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

400 <del>300</del> (事業費の総費用【 <del>400</del> 】千円 )

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費(千円)
	① +.運動教室	土曜日曜	日本全国	ボイ名タ名 ラア <b>補</b> ツ 5	日本全国	200名程度	775 200 100
子どもスポー ツ <b>推進事業</b>	② <del>全</del> .運動イベント運営	土曜日曜	日本全国	ボイ名タ名 ラア補ツ ラス5 イ名タ名	日本全国	200名程度	15 200 100
ツ推進事業	② 会養護施設の子どもたち と運動しながら交流	土曜日曜	日本全国	ボイ名タ名 ラア補ツ ラス イ名タ名	日本全国	200名程度	<del>75</del> <del>200</del> 100
	④ - <b>4</b> .運動大会の参加・開催	土曜日曜	日本全国	ボィイスタ名 オラア補助フ イスタ名	日本全国	200名程度	<del>75</del> <del>200</del> 100

# 7 年度 活動予算書 (その他事業が<u>ない</u>場合)

特定非営利活動法人 こどもピース

		(単位:円)
<u>科</u> <u>目</u> 【A】 経 常 収 益	金額	小計・合計
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	30, 000 2, 500	32, 50
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		
<b>3 受取助成金等</b> 受取補助金	1,000,000	1, 000, 00
4 事業収益 事業収益 事業収益		
5 その他の収益 受取利息		
L B 常 収 益 計 [B] 経 常 費 用		1, 032, 50
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 福利厚生費	100,000	100, 00
(2) その他経費 会議費 印刷製本費 家 頃	100, 000 100, 000 [00, 000]	200, 00
事業費計		4 <del>3</del> 00, 00
2 <b>管理費</b> (1) <b>人件費</b> 役員報酬 給料手当 福利厚生費	10, 000 100, 000	110, 00
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 家賃	5, 000 50, 000 , 10, 000 <del>2</del> 00, 000	265, 00
管理費計 怪 常 費 用 計 4 期 経 常 増 滅 額 【A】-【B】・・・①		2 -275, 00 675, 00 357, 50
【C】 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益		
を 常 外 収 益 計 【D】 経 常 外 費 用 固定資産売却損 災害度場が修工場		
過年度損益修正損 <b>全 常 外 費 用 計</b> 当 期 経 常 外 増 滅 額 【C】-【D】 ・・・② 成 引 前 当 期 正 味 財 産 増 滅 額 ①+② ・・・③		357, 50
法人税、住民税及び事業税・・・④ 前期繰越正味財産額・・・⑤	and the second	
ア 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤		357, 50

# 8 年度 活動予算書 (その他事業が<u>ない</u>場合) 特定非営利活動法人 こどもピース

	特定非呂利沽凱法人	(単位:円)
A   A     A   A     A   D     A   D     A   D     B </th <th>1 金額</th> <th>小計・合計</th>	1 金額	小計・合計
1 受取会費		32, 50
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	2,500	
2 受取寄附金		
受取寄附金 施設等受入評価益		
3 <b>受取助成金等</b> 受取補助金	1,000,000	1, 000, 00
文以冊功立	1,000,000	
4 事業収益		
事業収益		
事業収益		
5 その他の収益		
受取利息		
常収益計		1, 032, 50
B】経常費用		
1 事業費 (1) 人件費		100, 00
★ 給料手当	100, 000	•
四年7年上京		
(2) その他経費		200, 0
会議費	100,000	200, 0
印刷製本費	100, 000	
<b>家</b> 俊	100.000	
		4
事業費計		<del>4</del> <del>3</del> 00, 00
2 管理費 (1) 人件費		110, 0
役員報酬	10,000	
給料手当 福利厚生費	100,000	
田利序工具		
(2) その他経費		265, 0
消耗品費	5, 000	1
水道光熱費 通信運搬費	50,000 /10,000	
家賃	<del>2</del> 00, 000	
性		2 <del>3</del> 75, 0
		675, 0
常 費 用 計 期 経 常 増 減 額 【A】-【B】 C】 経 常 外 収 益	· · · ①	357, 5
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
常外収益計		
D】 経 常 外 費 用		
固定資産売却損 災害損失		
過年度損益修正損		
常 外 費 用 計 期 経 常 外 増 減 額 【C】-【	D1 · · · · ②	
引 前 当 期 正 味 財 産 増 減	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	357, 50
法人税、住民税及び事業税・・・・		
前期繰越正味財産額 ・・・⑤		

特定非営利活動法人 こどもピース 設立趣旨書 現代社会において、子どもの健やかな成長にはスポーツが不可欠で す。しかし、環境的・経済的な理由からスポーツ活動を断念せざる を得ない家庭が多く、子どもたちの機会が不平等になっています。 この環境や経済格差は、将来にわたって子どもの可能性を狭めるこ とにつながります。子どもの笑顔は、何物にも代えがたい宝物で す。その笑顔が、経済的な理由で失われるようなことがあってはな りません。スポーツを通じて輝く子どもたちの姿は、私たちに大き な喜びと希望を与えてくれます。この活動を通じて、全ての子ども が平等なスタートラインに立ち、夢に向かって一歩を踏み出せる社 会の実現を目指します。当法人は、環境的・経済的な背景に関係な く、すべての子どもたちが平等にスポーツに親しめる機会を提供す ることを目指します。スポーツを通じて、子どもたちが協調性、挑 戦する心、そして自己肯定感を育み、心身ともに健やかに成長でき る環境を築き、社会全体の活性化に貢献します。

7 年 4 月 1日

設立代表者

氏 名 青木 政貴